

## 堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則（平成14年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第18条を第20条とし、第8条から第17条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第9条とする。

第6条第2項中「委員」の次に「(以下「部会委員」という。)」を加え、同条第3項中「前3条」を「第3条から前条まで」に、「委員」を「第3条から第5条まで及び前条中「委員」に改め、「部会委員」の次に「と、第4条及び第6条中「出席委員」とあるのは「出席部会委員」を加え、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(会議の公開等)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

様式第1号中「第12条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第2号（甲）及び様式第2号（乙）中「第13条関係」を「第15条関係」に改め、「第 号」を削り、「第13条第3項」を「第15条第3項」に改める。

様式第3号中「第14条関係」を「第16条関係」に改め、「第 号」を削る。

様式第4号（甲）及び様式第4号（乙）中「第15条関係」を「第17条関係」に改め、「第 号」を削り、「第15条」を「第17条」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第16条関係」を「第18条関係」に改め、「第 号」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。